

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課) 一

規 則

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第三十二号

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二中、「第五十三條第四十項又は第四十一項」を、「第五十三條第三十九項又は第四十項」に改める。

第二十二條第一項中、「第五十三條第四十五項及び第四十六項」を、「第五十三條第四十四項及び第四十五項」に改め、同條第二項中、「第五十三條第四十七項」を、「第五十三條第四十六項」に改める。

第三十四條第三項中、「並びに法附則第五十一条第一項及び第二項」を、「法附則第五十一条第一項から第六項まで及び法附則第五十一条の二第二項」に改める。

第五十三條第一項中、「交付の日から三年」を、「免稅輕油使用者証を交付した日から起算して三年を超えない範囲内において免稅輕油使用者(こと)県稅事務所長が定める期間を経過する日まで」に改める。

附則第七項を附則第八項とし、附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 減免條例第四條第一項に規定する知事が別に指定する災害は、東日本大震災(減免條例附則第六項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)とし、東日本大震災についての減免條例第四條第

一項に規定する知事が定める期間は、東日本大震災により家屋が滅失又は損壊した日から平成三十三年三月三十一日までとする。

別表様式第四十八号の項中、「第七十二條の四十九」を、「第七十二條の四十八の二」に改める。

様式第四十六号中

賦課決定した税額を基礎として算出した民衆納税者数	当該年度	③	人	円	
	取消年度	平成19年度及び20年度	人	4,000円	
賦課決定した税額を基礎として算出した民衆納税者数	当該年度	③	人	円	
	取消年度	平成21年度以降の賦課取消分	人	3,300円	
		③・④・⑤	⑥		

を

賦課決定した税額を基礎として算出した民衆納税者数	当該年度	③	人	円	
	取消年度	平成19年度及び20年度	人	4,000円	
賦課決定した税額を基礎として算出した民衆納税者数	当該年度	③	人	円	
	取消年度	平成21年度及び22年度	人	3,300円	
賦課決定した税額を基礎として算出した民衆納税者数	当該年度	③	人	円	
	取消年度	平成23年度以降の賦課取消分	人	3,000円	
		③・④・⑤・⑥	⑦		

に

「⑦」を「⑧」、「⑧」を「⑨」、「⑨」を「⑩」、「⑩」を「⑪」、「⑪」を「⑫」、「⑫」を「⑬」、「⑬」を「⑭」、「⑭」を「⑮」、「⑮」を「⑯」、「⑯」を「⑰」、「⑰」を「⑱」、「⑱」を「⑲」、「⑲」を「⑳」に改める。

「2 平成23年3月11日現在の宮城県内の事務所等の所在地

事務所等の名称	所 在 地

「2 平成23年3月11日現在の宮城県内に所在する全ての事務所等の所在地

事務所等の名称	所在地

関与 税理士	氏名	遺付を受けよう とする金融機関	銀行 口座番号 (当座・普通)	支店
	電話			

「宮城県内」および「宮城県内に所在する全て」

「(4) 平成23年3月11日現在の宮城県内の事務所等の所在地」欄は、平成23年3月11日が属する事業年度後の事業年度の申請も、平成23年3月11日の属する事業年度と同じ内容になります。

「(5) 事務所等の所在地が確認できない場合は、事務所等の所在地が確認できる書面の添付を求めるとあります。

「(4) 事務所等の所在地が確認できない場合は、事務所等の所在地が確認できる書面の添付を求めるとあります。

様式第10号の2

「 差引震災により生じた損失 の額 ((4) - (5))	(6)						
------------------------------------	-----	--	--	--	--	--	--

「 差引震災により生じた損失 の額 ((4) - (5))	(6)						
------------------------------------	-----	--	--	--	--	--	--

「 資本金の額又は出資金の額等の1/2の額 ((9))又は((4) × 1 / 2 (円未満切り捨て))	(15)						
---	------	--	--	--	--	--	--

「 資本金の額又は出資金の額等の1/2の額 ((9))又は((4) × 1 / 2 (円未満切り捨て))	(15)						
---	------	--	--	--	--	--	--

関与 税理士	氏名	遺付を受けよう とする金融機関	銀行 口座番号 (当座・普通)	支店
	電話			

「 関係は属するのみの場合」

(裏)
記載上の注意

- 法人県民税（法人税割）及び法人事業税に係る「課税標準額①」欄、「税額②」欄、「控除額③」欄、「納付すべき税額④」欄は、宮城県に係る額を記入してください。
- 「課税標準額①」欄及び「税額②」欄は、地方税法施行規則第6号様式（以下「申告書」といふ。）の次の欄に対応する額を記入してください。

税 目 等	課税標準額①	税額②
法人県民税（法人税割）	申告書の⑥又は⑦	申告書の⑬＋⑮
法人事業税		申告書の⑯＋⑰

- 控除額③」欄は、法人事業税に係る他の条列の規定による課税免除及び不均一課税により減額される額又は減額される見込の額を記入してください。
- 「減免申請額」の計算において百円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げてください。
- ⑤～⑦については、損益計算書に計上されている特別損失に属する損失のうち震災により受け損失が生じる場合等（災害損失引当金の戻入等、震災の損失に関する特別利益の金額が生じる場合等）は、基本的にその金額は損失額から控除します。）に伴う不稼働損（生産等停止中に係る人件費、減価償却費等）、取引先に対する見舞金、復旧支援費用（債権の免除損を含む。）等を特別損失として計上した金額を記入してください。
- 繰延資産⑨」欄には、震災により受け付けた損失を繰延整理により繰延資産として貸借対照表に計上しているとき、その金額を記入してください。
- 借入金（④）に補填された保険金又は損害賠償金等の額」欄は、震災に係る損失に係る借入金、賠償金、補助金（家屋の解体・撤去に係る補助金等）、震災により生じた損失によるものは記入しませんが、繰延資産等として計上されている場合も、震災により生じた損失によるものは記入します。「資本金の額又は出資金の額⑩」欄については、平成23年3月11日の属する事業年度の申告書の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄の額を記入してください。ただし、次の法人について⑪～⑭の額は記入してください。
 - 資本又は出資金の額が300万円未満のもの
 - 県庁条例第22条第2項において法人とみなされるもの
 - 「⑩～⑭」欄については、平成23年3月11日の属する事業年度末日における貸借対照表に計上されている額を記入してください。
 - 「⑭」欄については、平成23年3月11日の属する事業年度末日における貸借対照表に計上されている額を記入してください。
- 「⑭」欄については、税引前の額を記入してください。場合は、①～⑥欄は必ず記入して下さい。
- 震災事業年度後に次に次により震災による損失額が変更される場合は、⑦～⑭欄は必ず記入して下さい。なお、ものは記入して下さい。前事業年度までに計上されていなかった震災による特別損失、特別利益、繰延資産が生じた場合
 - 前事業年度までに計上した震災による見舞もつた損失額が確定した場合
 - 前事業年度までに計上した震災による見舞もつた損失額を変更した場合
 - その他前事業年度までの震災による損失額を変更した場合
- 「⑦」欄には、前事業年度までの⑥⑩の額の合計を記入してください。
- 添付書類
 - 損益計算書
 - 損益計算書で震災による特別損失又は特別利益の額が確認できないときは、その額が確認できる書類
 - 貸借対照表
 - 貸借対照表で震災による繰延資産の額が確認できないときは、その額が確認できる書類
 - その他必要と認める書類
- 平成23年3月11日が属する事業年度（以下「震災事業年度」という。）の単年度では減免要件を満たしていましたが、次の場合等において減免要件を満たさなくなった場合には、前事業年度の減免決定を取り消すこととなります。
 - 震災により生じた費用に補填される保険金又は損害賠償金等がある場合において、震災事業年度で計上した年度において見舞額で計上していた損失額が、震災事業年度後の損失額の確定により、損失額が減額になった場合

様式様式第十一号（ヤシロ）中「附則第16項」及「附則第22項」に於ける。

様式様式第十一号シロ中「附則第10条の9」に於ける。

- 「控除額③」欄は、宮城県に係る額を記入してください。
- 「課税標準額①」欄及び「税額②」欄は、地方税法施行規則第6号様式（以下「申告書」といふ。）の次の欄に対応する額を記入してください。

税 目 等	課税標準額①	税額②
法人県民税（法人税割）	申告書の⑥又は⑦	申告書の⑬＋⑮
法人事業税		申告書の⑯＋⑰

- 控除額③」欄は、法人事業税に係る他の条列の規定による課税免除及び不均一課税により減額される額又は減額される見込の額を記入してください。
- 「減免申請額」の計算において百円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げてください。
- ⑤～⑦については、損益計算書に計上されている特別損失に属する損失のうち震災により受け損失が生じる場合等（災害損失引当金の戻入等、震災の損失に関する特別利益の金額が生じる場合等）は、基本的にその金額は損失額から控除します。）に伴う不稼働損（生産等停止中に係る人件費、減価償却費等）、取引先に対する見舞金、復旧支援費用（債権の免除損を含む。）等を特別損失として計上した金額を記入してください。
- 繰延資産⑨」欄には、震災により受け付けた損失を繰延整理により繰延資産として貸借対照表に計上しているとき、その金額を記入してください。
- 借入金（④）に補填された保険金又は損害賠償金等の額」欄は、震災に係る損失に係る借入金、賠償金、補助金（家屋の解体・撤去に係る補助金等）、震災により生じた損失によるものは記入しませんが、繰延資産等として計上されている場合も、震災により生じた損失によるものは記入します。「資本金の額又は出資金の額⑩」欄については、平成23年3月11日の属する事業年度の申告書の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄の額を記入してください。ただし、次の法人について⑪～⑭の額は記入してください。
 - 資本又は出資金の額が300万円未満のもの
 - 県庁条例第22条第2項において法人とみなされるもの
 - 「⑩～⑭」欄については、平成23年3月11日の属する事業年度末日における貸借対照表に計上されている額を記入してください。
 - 「⑭」欄については、平成23年3月11日の属する事業年度末日における貸借対照表に計上されている額を記入してください。
- 「⑭」欄については、税引前の額を記入してください。場合は、①～⑥欄は必ず記入して下さい。
- 震災事業年度後に次に次により震災による損失額が変更される場合は、⑦～⑭欄は必ず記入して下さい。なお、ものは記入して下さい。前事業年度までに計上されていなかった震災による特別損失、特別利益、繰延資産が生じた場合
 - 前事業年度までに計上した震災による見舞もつた損失額が確定した場合
 - 前事業年度までに計上した震災による見舞もつた損失額を変更した場合
 - その他前事業年度までの震災による損失額を変更した場合
- 「⑦」欄には、前事業年度までの⑥⑩の額の合計を記入してください。
- 添付書類
 - 損益計算書
 - 損益計算書で震災による特別損失又は特別利益の額が確認できないときは、その額が確認できる書類
 - 貸借対照表
 - 貸借対照表で震災による繰延資産の額が確認できないときは、その額が確認できる書類
 - その他必要と認める書類
- 平成23年3月11日が属する事業年度（以下「震災事業年度」という。）の単年度では減免要件を満たしていましたが、次の場合等において減免要件を満たさなくなった場合には、前事業年度の減免決定を取り消すこととなります。
 - 震災により生じた費用に補填される保険金又は損害賠償金等がある場合において、震災事業年度で計上した年度において見舞額で計上していた損失額が、震災事業年度後の損失額の確定により、損失額が減額になった場合